

2026 年度 PBA 振興費 交付基準要項

趣旨	近年都道府県協会に求められる役割が増え、業務負担が大きくなっていることから、都道府県協会の活動を支援するため、PBA 振興費を交付する。
対象団体	JBA に加盟する都道府県バスケットボール協会（法人格を有していること）
対象期間	2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日の間に支出した費用を対象とする。
対象事業・経費	都道府県内の事業全般 ※対象経費の詳細は問いません。 ※原則としてファンド B と重複しない費用とします。 例：育成事業、競技会事業（国スポ含む）、講習会・研修会 ※D-fund やその他 JBA からの交付金・補助金、スポーツ振興くじ等の助成金と重複した活動（費用）は対象外とします。
交付金額	1PBA あたり 100 万円 ※北海道協会については、1 都道府県 = 1 ブロックのため、4PBA 分の扱い（400 万）とします。
支払	「PBA 振興費 交付申請書」に基づき、振込にて支払を行う。 支払時期：対象年度の 5 月予定 ※D-fund と同時振込となります。
申請手続き	■ 提出書類 PBA 振興費 交付申請書（所定書式） ■ 提出期限 2026 年 1 月 30 日まで ■ 提出方法 「都道府県協会ポータルサイト」に提出
報告手続き	■ 提出書類 PBA 振興費 使途報告書（所定書式） ※証拠書類の提出は必要ありません。都道府県協会において一定期間管理・保管しておいてください。 ■ 提出期限 2027 年 4 月 16 日まで ■ 提出方法 「都道府県協会ポータルサイト」に提出
備考	